

福岡県公報

令和7年3月6日
号 外 ①

目 次

選挙管理委員会

- 福岡県知事選挙の執行 (行財政支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 (行財政支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙における選挙長事務を取り扱う場所 (行財政支援課) …………… 1
- 福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 (行財政支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時 (行財政支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (行財政支援課) …………… 2
- 福岡県知事選挙における繰上投票を行う地域及び期日 (行財政支援課) …………… 2
- 福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生 (行財政支援課) …………… 2
- 福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録 (行財政支援課) …………… 2

選挙長

- 福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (行財政支援課) …………… 3
- 福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が

3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (行財政支援課) …………… 3

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第9号

知事の任期満了による福岡県知事選挙を次のとおり行う。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙の期日 令和7年3月23日

福岡県選挙管理委員会告示第10号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区	藤井 克巳	福岡市東区	武藤 孝史

福岡県選挙管理委員会告示第11号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙長の事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

ただし、令和7年3月6日午前8時30分から午前10時までの選挙長の事務を取り扱う場所は

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁講堂

福岡県選挙管理委員会告示第12号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職の候補者の立候補の届出があった日

福岡県選挙管理委員会告示第13号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁10階特1会議室	令和7年3月26日 午後1時30分

福岡県選挙管理委員会告示第14号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における候補者1人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙運動に関する支出金額の制限額 53,637,300円

福岡県選挙管理委員会告示第15号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

繰上投票を行う地域	繰上投票を行う期日
北九州市小倉北区第14投票区（藍島）	令和7年3月21日
糟屋郡新宮町第6投票区（相島）	令和7年3月21日

福岡県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項第3号の規定により福岡県議会議長から北九州市小倉南区及び福岡市西区の各選挙区選出議員について各1名の欠員通知を受けており、同法第113条第3項第3号の規定に基づき、令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙と同時に福岡県議会議員補欠選挙（北九州市小倉南区及び福岡市西区の各選挙区）を行うべき事由が生じたので、同法第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙管理委員会告示第17号

福岡県議会議員補欠選挙（北九州市小倉南区及び福岡市西区）が令和7年3月23日に執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 登録の基準日 令和7年3月13日
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和7年3月23日をもって算定するものとする。
- 登録日 令和7年3月13日

選 挙 長**福岡県知事選挙選挙長告示第1号**

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県知事選挙選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	令和7年3月20日 午後6時

福岡県知事選挙選挙長告示第2号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和7年3月6日

福岡県知事選挙選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	令和7年3月25日 午後6時